

# 北名古屋市水防計画

令和2年度修正

北名古屋市



## 目 次

第1章 総則 .....	1
第1節 目的 .....	1
第2節 用語の定義 .....	1
第3節 水防の責任 .....	2
第4節 安全確保 .....	4
第2章 水防組織 .....	5
第1節 市の水防組織 .....	5
第2節 水防団（消防団）の組織 .....	11
第3節 指定水防管理団体 .....	11
第3章 水防施設 .....	12
第1節 水防倉庫及び水防資器材 .....	12
第2節 通信運用 .....	12
第3節 非常輸送 .....	12
第4章 非常配備体制 .....	13
第1節 水防本部の非常配備 .....	13
第2節 非常配備員の編成及び非常参集 .....	14
第3節 水防団の非常配備 .....	14
第5章 重要水防箇所及び重要工作物 .....	15
第1節 評定基準 .....	15
第2節 重要水防箇所 .....	17
第3節 重要工作物 .....	17
第6章 水防に関する予報・警報 .....	20
第1節 水防に関連する予報及び警報の種類と発表基準 .....	20
第2節 気象予報等の伝達系統 .....	24
第7章 水防警報 .....	25
第1節 水防警報の意義 .....	25
第2節 知事が水防警報を行う河川とその区域（市関係分） .....	25
第3節 水防警報を発する基準 .....	25
第4節 水防警報伝達系統 .....	26
第8章 洪水予報 .....	27
第1節 意義 .....	27
第2節 洪水予報を行う河川及び実施区域 .....	27
第3節 洪水予報に関する基準地点 .....	27

第4節	洪水予報の種類と基準	28
第5節	洪水予報伝達系統	29
第9章	水位情報の周知	31
第1節	意義	31
第2節	水位情報周知を行う河川（知事が指定した河川）	31
第3節	水位情報周知を行う水位観測所における基準水位	31
第4節	水位情報伝達系統	32
第10章	水防活動	33
第1節	監視及び警戒とその措置	33
第2節	水防団等の出動	34
第3節	水こう門・排水機場等の操作	34
第4節	水防作業	39
第5節	避難	41
第6節	避難信号	41
第7節	決壊等の通報並びに決壊後の処理	41
第8節	水防解除	42
第9節	費用負担と公用負担	42
第10節	水防報告と水防記録	43
第11章	他の機関等との協力応援	47
第1節	洪水予報連絡会	47
第2節	応援及び応援等の相互協定	47
第12章	排水機の運転調整	49
第1節	排水機の運転調整の意義	49
第2節	新川における排水機の運転調整に係る要綱	49
第13章	その他	57
第1節	指定水防管理団体の水防訓練	57
第2節	水防管理団体の水防計画の基準と指導方針	57

# 第1章 総 則

## 第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、洪水等による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、北名古屋市全域に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送及び樋門等の操作、水防のための水防団（消防団）の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な資器材、施設の整備と運用、避難等について実施の大綱を示したものであり、北名古屋市地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

## 第2節 用語の定義

### 1 災害対策本部

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、災害対策基本法に基づき設置する機関である。

### 2 水防本部

市の全域に係る水防を総括するために設置するもので、北名古屋市にあっては北名古屋市災害対策本部が北名古屋市水防本部となる。

### 3 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。

### 4 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。北名古屋市は平成18年に指定されている。

### 5 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。

### 6 水防警報

国土交通大臣又は知事が指定した水防警報河川等について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

### 7 水防警報河川

国土交通大臣又は知事が洪水等により県民経済上相当の損害を生ずるおそれがあると認めて指定し公示した河川をいう。

### 8 洪水予報

洪水予報河川について、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、洪水のおそれの状況を、基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報等をいう。

## 9 洪水予報指定河川

- (1) 国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。
- (2) 知事が、(1)以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

## 10 水位周知河川

洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じのおそれがあるものとして指定した河川をいう。

## 11 水防団

水防法に基づく水防団は、消防組織法に基づき消防団が兼務できると規定されているため、北名古屋市にあっては北名古屋市消防団が北名古屋市水防団を兼務する。

## 第3節 水防の責任

### 1 北名古屋市の責任

- (1) 水防法上の一次的責任

水防管理団体である北名古屋市は次の事項により市内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

- ア 水防体制を確立すること
- イ 水防団を整備すること
- ウ 水防倉庫の設置及び資器材の備蓄
- エ 通信連絡系統を確立すること
- オ 水位状況の関係者への通報
- カ 水防団を出動させ、又は出動の準備をさせること
- キ 警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずること
- ク 警察官の出動を求めること
- ケ 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担
- コ 決壊の通報
- サ 決壊後の被害の拡大の防止
- シ 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限の行使
- ス 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者等に対する立退きの指示及び警察への通知
- セ 水防に要する費用の負担
- ソ 水防法第24条により水防に従事した者に対する災害補償
- タ 水防に関する報告の提出
- チ 平常時における河川、遊水地等の巡視及び異常箇所の通報
- ツ 消防事務との調整

- (2) 指定水防管理団体の責任

指定水防管理団体である北名古屋市は(1)に加え次の事項の責任を有する。

- ア 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置
- イ 水防計画の策定、要旨の公表、知事への届け出

- ウ 水防活動従事者の安全への配慮
- エ 毎年の水防訓練

## 2 愛知県（知事）の責任

### (1) 水防法上の二次的責任

愛知県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。

- ア 水防計画の策定、要旨の公表
- イ 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定
- ウ 水防管理団体に援助するための水防倉庫の設置及び資器材の備蓄
- エ 水防活動従事者の安全への配慮
- オ 水防管理団体への助言、勧告
- カ 通信連絡系統の確立
- キ 優先通行の標識及び水防信号の制定
- ク 洪水予報対象河川の指定及び浸水想定区域の指定
- ケ 洪水予報の発表、通知
- コ 水位情報の通知、一般への周知
- サ 水防警報発令河川等の指定
- シ 水防警報の発表、通知
- ス 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者等に対する立退きの指示
- セ 水防上緊急を要するときの水防管理者等に対する指示
- ソ 水防に要する費用負担の協議が成立しない場合のあっせん及び他県知事との協議
- タ 費用の負担
- チ 水防費用の補助
- ツ 水防に関する報告の提出及び徴収

### (2) 河川管理者等としての責任

知事は河川法に基づく河川管理者、海岸法に基づく海岸管理者としての責任を有する。

## 3 気象庁長官（名古屋地方気象台長）の責任

- (1) 気象等の状況により、洪水又は高潮の恐れがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び愛知県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。
- (2) 国土交通大臣又は知事と共同して洪水予報を発表しなければならない。

## 4 国土交通大臣（中部地方整備局長）の責任

### (1) 洪水予報の発表

国土交通大臣が指定した洪水予報指定河川について、気象庁長官（名古屋地方気象台長）と共同して洪水予報を発表し、愛知県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。

また、国土交通大臣が指定した洪水予報指定河川について、その浸水想定区域を指定するものとする。

### (2) 水位情報の周知

国土交通大臣が指定した水位周知河川について、避難判断水位（特別警戒水位）に到

達した旨の情報を愛知県知事（水防本部長）又は水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させなければならない。

また、国土交通大臣が指定した水位周知指定河川について、その浸水想定区域を指定するものとする。

(3) 水防警報の発表

国土交通大臣が指定した水防警報河川等について、水防警報を発表し、愛知県知事（水防本部長）に通知しなければならない。

(4) 河川管理者としての責任

国土交通大臣は河川法に基づく河川管理者としての責任を有する。

## 5 その他水防上重要な施設における管理責任

水門、堰、えん堤、ため池、排水機場等その操作及び維持管理が水防上重要な施設にあつては、その管理者は日常管理点検とともに、水害が予想されるときは、応急措置を講じられる体制を執るとともに、水防管理者の指示に従う必要がある。

## 6 警察官の事務

(1) 水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止又は制限し、若しくはその区域からの退去を命ずることができる。

(2) 水防のため必要があると認めるときは、水防管理者から警察署長に対して警察官の出動を求められることがある。

(3) 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときに、必要と認められる区域の居住者に対して水防管理者が避難のため立ち退きを指示する場合に、管轄する警察署長はその旨の通知を受ける。

## 7 放送局、電気通信事業者、その他報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

## 8 住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者から要請があつたときは水防に従事するとともに、水防管理者等から立退きの指示があつたときはその指示に従うものとする。

## 第4節 安全確保

洪水等において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団自身の安全は確保しなければならない。



## 第2章 水防組織

### 第1節 市の水防組織

#### 1 目的

北名古屋市水防本部（北名古屋市災害対策本部）は、第1章第3節1に規定された水防責任を全うするために、円滑な情報伝達と迅速な対応をはかることを目的とする組織である。

#### 2 概要

北名古屋市水防本部（北名古屋市災害対策本部）は、市長を水防本部長、水防本部副本部長には副市長、教育長及び統括参事があたり、市役所内に本部を設置し災害対策本部の組織による任務分担に準じて事務を処理する。

また、水防業務の総括にあたり、事務局を防災環境部防災交通課に置く。

#### 3 北名古屋市水防本部（北名古屋市災害対策本部）組織図

本部長		
副本部長      副本部長      副本部長		
総務部 議会事務局 監査委員事務局	総務班	総務課、人事秘書課、市民活動推進課、企画情報課
	広報班	人事秘書課、企画情報課
	議会・監査班	議事課、監査課
財務部 (会計管理者、 会計課含む)	財務班	財政課、会計課
	調査班	税務課、収納課
防災環境部	総合調整班	防災交通課
	環境班	環境課
市民健康部	市民班	国保医療課
	衛生班	市民課、健康課
福祉部	福祉班	社会福祉課、高齢福祉課
	児童班	児童課、家庭支援課
建設部	土木班	施設管理課、都市整備課、下水道課
	商工農政班	商工農政課
教育部	教育班	学校教育課、生涯学習課、スポーツ課

#### 4 所掌事務

部	所属班	所 掌 事 務	
総務部 議会事務局 監査委員事務局	総務班 総務課 人事秘書課 市民活動推進課 企画情報課	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関、各種団体（自治会、住民組織を含む）に対する応援・協力要請並びに依頼に関する事</li> <li>2 報道機関との連絡に関する事</li> <li>3 災害広報、記録写真に関する事</li> <li>4 庁舎及び周辺の警備に関する事</li> <li>5 情報システムの運用及び活用に関する事</li> </ol>
	広報班 人事秘書課 企画情報課  議会・監査班 議事課 監査課	災害復旧時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況に応じた広報に関する事</li> <li>2 報道機関との連絡及び相互協力に関する事</li> <li>3 被害調査に関する自治会等自治組織との連絡に関する事</li> <li>4 救援物資の受け入れに関する事</li> <li>5 救援物資の配分に関する事</li> <li>6 部内各班への協力に関する事</li> <li>7 本部事務の協力に関する事</li> <li>8 公用令書の発行に関する事</li> <li>9 出動職員の事故及び公務災害給付に関する事</li> <li>10 災害記録写真等の整備及び提供等に関する事</li> <li>11 市議会議員との連絡及び議会運営に関する事</li> </ol>
財務部 （会計管理者、 会計課含む）	財政班 財政課 会計課	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人的、知的被害の調査確認に関する事</li> <li>2 公用車の配車計画の作成、及び車両等輸送力の確保に関する事</li> </ol>
	調査班 税務課 収納課	災害復旧時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有財産の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>2 義援金等の出納に関する事</li> <li>3 災害関係物品購入の契約に関する事</li> <li>4 災害応急、復旧費の予算措置に関する事</li> <li>5 災害応急、復旧費の資金の調達に関する事</li> <li>6 被害状況（住家等）の調査及び報告に関する事</li> <li>7 物的被害の調査結果に基づき災台帳に関する事</li> <li>8 部内各班への協力に関する事</li> <li>9 関係機関団体等との協力支援に関する事</li> <li>10 公用車の配車計画の作成、及び車両等輸送力の確保に関する事</li> </ol>

部	所属班	所 掌 事 務	
防災環境部	総合調整班 防災交通課  環境班 環境課	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部員会議等の庶務に関する事</li> <li>2 市内の異常状況及び被害の速報等に基づく非常配備に関する事</li> <li>3 情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>4 避難勧告または指示の伝達に関する事</li> <li>5 り災者の救出に関する事</li> <li>6 行方不明者及び遺体の捜索に関する事</li> <li>7 消防及び水防活動に関する事</li> <li>8 各部への応援に関する事</li> </ol>
			災害復旧時

部	所属班	所 掌 事 務	
市民健康部	市民班 国保医療課	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者の誘導に関すること</li> <li>2 消防（救急）機関、医療機関との連絡に関すること</li> <li>3 応急救護所の設置に関すること</li> </ol>
	衛生班 市民課 健康課	災害復旧時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民相談の窓口に関すること</li> <li>2 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること</li> <li>3 感染症の予防に関すること</li> <li>4 避難所等の保健指導に関すること</li> <li>5 部内各班への協力に関すること</li> <li>6 災害救助法による医療及び助産に関すること</li> <li>7 医療関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること</li> </ol>
福祉部	福祉班 社会福祉課 高齢福祉課	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設及び運営に関すること</li> <li>2 災害時要援護者等の安否確認及び支援に関すること</li> <li>3 保育園等福祉部所管施設の連絡に関すること</li> </ol>
	児童班 児童課 家庭支援課	災害復旧時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉、児童福祉関係施設等の被害調査及び応急復旧に関すること</li> <li>2 社会福祉協議会及び災害ボランティア支援センター等の社会福祉団体との連絡調整に関すること</li> <li>3 支援関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・り災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与、又は貸与に関すること</li> <li>・義援金品の受け入れ、配分に関すること</li> <li>・緊急炊き出しに関すること</li> <li>・り災者に対する生活福祉資金等の貸与に関すること</li> <li>・見舞金の支給に関すること</li> <li>・要配慮者等の支援に関すること</li> </ul> </li> <li>4 部内各班への協力に関すること</li> <li>5 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの要請に関すること</li> <li>・遺体の処理に関すること</li> <li>・園児の引き渡しに関すること</li> <li>・緊急一時的保育の実施に関すること</li> </ul> </li> </ol>

部	所属班	所 掌 事 務	
建設部	土木班 施設管理課 都市整備課 下水道課	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路・河川等の防災応急工作及び復旧に関する こと</li> <li>2 雨水排水ポンプ場等に関する こと</li> <li>3 土木業者等の協力要請に関する こと</li> </ol>
	商工農政班 商工農政課		災害復旧時

部	所属班	所 掌 事 務	
教育部	教育班 学校教育課 生涯学習課 スポーツ課	災害発生時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設及び運営に関すること</li> <li>2 避難者の誘導に関すること</li> <li>3 り災者の救出に関すること</li> <li>4 学校等教育委員会所管施設の連絡に関すること</li> </ol>
		災害復旧時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査・報告関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること</li> <li>・社会教育、体育施設の被害調査及び応急復旧に関すること</li> <li>・文化施設、文化財の被害調査及び文化施設の応急復旧に関すること</li> </ul> </li> <li>2 県教育事務所との連絡に関すること</li> <li>3 支援関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・り災児童及び生徒の育英奨学に関すること</li> <li>・り災児童及び生徒の学用品の支給の協力に関すること</li> <li>・り災児童及び生徒の授業受入れに関すること</li> <li>・文教関係の義援物資の受領配布に関すること</li> </ul> </li> <li>4 協力関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の会等への協力要請に関すること</li> <li>・社会教育団体への協力要請に関すること</li> <li>・スポーツ団体への協力要請に関すること</li> </ul> </li> <li>5 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・炊き出しその他食品の給与についての調達に関すること</li> </ul> </li> </ol>

## 第2節 水防団（消防団）の組織

総指揮	現場指揮	分担責任者	担当地域	活動内容
団長	副団長 (2名)	第1分団長 第2分団長 第3分団長 第4分団長 第5分団長 第6分団長	新川、大山川、 中江川、新中江 川、合瀬川、鴨 田川、五条川、 水場川	河川等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見した時は、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること等。

## 第3節 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係があるとして知事が指定した水防管理団体のうち本市及び近隣市町は次表のとおりである。

指定水防管理団体	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所管 建設 事務所
		堤防延長						
		河川 (m)	海岸 (m)	ため池 (m)	計 (m)			
名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	770	657,408	116	5,600	尾張
春日井市	春日井市の全域	136,460	0	6,239	142,699	9	160	尾張
清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	273	尾張
北名古屋市	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	190	尾張
豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	85	尾張

(令和2年度愛知県水防計画から抜粋)

# 第3章 水防施設

## 第1節 水防倉庫及び水防資器材

### 1 水防倉庫及び水防資器材の整備

市は、片場地内の水防倉庫（中江川排水機場内）及び市防災倉庫等に、必要な資器材を備える。

また、市長は、不足した資器材の支援を県に要請することができる。

### 2 災害備蓄資材等備蓄数量

災害備蓄資材等備蓄数量は、北名古屋市地域防災計画（附属資料編）「第4必要物資の備蓄『2災害備蓄食料・物品配備表』」のとおりである。

## 第2節 通信運用

### 1 基本方針

大規模災害時においては、通信回線の輻そうや混信が予測されるので、市及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話等の優先利用を行い、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

### 2 対策

通信の対策については、北名古屋市地域防災計画に定めるところによる。

## 第3節 非常輸送

### 1 市における非常輸送

交通規制等については、北名古屋市地域防災計画の定めるところによる。

### 2 輸送力の確保

避難・人員輸送及び水防資器材の輸送用トラック等の確保のため、必要に応じ車両等の応援を北名古屋市建設業協議会に要請するものとする。

北名古屋市建設業協議会

（北名古屋市地域防災計画（附属資料編）「第4必要物資の備蓄『3建設機械等の保有及び調達』」参照）



# 第4章 非常配備体制

## 第1節 水防本部の非常配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう次表の「北名古屋市地域防災計画」の非常配備基準に基づく非常配備の体制を整える。

適用基準		体制		活動内容
		時間外	時間内	
警戒配備	1 天気図や気象情報等により、局地的な降雨が発生すると見込まれるとき。 2 防災監が降雨対策として必要と認めたとき。	初動班 西庁舎 1個班 東庁舎 1個班 用水班	建設部（道路・河川等）  防災交通課（気象情報の収集等）	重要樋門の操作
	3 市域に次の各注意報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報	非常配備班1個班は自宅待機		重要樋門の操作
	4 鴨田川内水位（鴨田川排水機場）が2.0mを超えた通知を受けたとき。	鴨田川班 1個班 電車川班 1個班 久地野ポンプ場班 1個班		排水機場配備、稼働
	5 水場川外水位（水場川排水機場）が1.4mに達し、清須市から出動要請の連絡を受けたとき。	水場川班 1個班	防災交通課	排水機場配備、稼働
第1非常配備	1 市域に次の各警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 2 新川氾濫注意情報（水場川外水位：警戒水位3.0m）の通知を受けたとき。 3 五条川氾濫注意情報（曾野観測所水位2.6m）の通知を受けたとき。 4 時間雨量20mmに達したとき 5 市民からの応急復旧要請があったとき。	応急対策班 1個班 （警報を覚知したら自主的に出動する。） 状況により、2個班以上の体制とする。  大雨又は洪水警報、新川水防警報の発表のみ 鴨田川班 1個班 電車川班 1個班 水場川班 1個班 中江川班 1個班 久地野ポンプ場班 1個班 高田寺・久地野排水機場は状況により派遣する。  避難所開設班 1個班 状況により、応急対策班から派遣する。 （災害対策本部設置）	原則各部対応（災害対策本部設置）	西庁舎に災害対策本部を設置  災害応急対策活動  避難所開設・運営
第2非常配備	1 市内の3時間雨量が100mm又は時間雨量50mmに達したとき。 2 6時間以内に台風が接近し急速な風雨の強まりが予想されるとき。 3 新川氾濫注意情報（水場川外水位：3.9m）の通知を受けたとき。 4 五条川氾濫注意情報（曾野観測所水位3.15m）の通知を受けたとき。 5 中江川排水機場の内水位が4.8mを超えたとき。 6 第1非常配備中で事態が悪化したとき。	非常配備職員全員 （災害対策本部の指示による）		西庁舎に災害対策本部を設置  災害応急対策活動  避難所開設・運営
第3非常配備	1 県内に次の特別警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 暴風雪特別警報 2 新川氾濫危険情報（水場川外水位：5.2m）の通知を受けたとき。 3 五条川排水停止（春日観測所水位5.55m）の通知を受けたとき。 4 災害対策本部長が必要と認めたとき。 5 第2非常配備中で事態が悪化したとき。	全職員 （災害対策本部の指示による）		西庁舎に災害対策本部を設置  消防団長に出動依頼  災害応急対策活動  避難所開設・運営

## 第2節 非常配備員の編成及び非常参集

水害応急活動を円滑に実施するため、非常配備員の編成及び非常参集については、平常時に「北名古屋市地域防災計画」における職員の動員計画に基づいて、あらかじめ配備につく職員を定め非常参集方法とあわせ職員に周知徹底するものとする。

## 第3節 水防団の非常配備

水防団員（消防団員）の非常配備については、本部長と水防団長（消防団長）が協議のうえ決定するものとする。

### 非常配備の段階と内容

段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過したため、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出 動	出動水位を超過したため、水防団員等の出動を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を住民に通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

## 第5章 重要水防箇所及び重要工作物

北名古屋市における重要水防箇所における評定基準及び重要水防箇所、排水機場の所在地と設備内容は、次のとおりである。

### 第1節 評定基準

#### 県及び市町村管理区間

区分番号	種別	重 要 性			選定理由 (例 示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
1	堤防高・河川	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、または高潮区間の堤防にあつては計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5～1/2の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所、または高潮区間の堤防にあつては、現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/2以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。	・堤防高不足
	堤防高・海岸	設計高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高が設計高潮位を上回るものの、著しく設計堤防高に満たない箇所		・堤防高不足
2	堤防断面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の1/2以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の2/3以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。		・堤防断面不足 ・堤防の上端幅(天端幅)不足 ・パラペット

3	堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で、完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で、完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤体土質軟弱</li> <li>・基礎地盤軟弱</li> <li>・法面不良</li> <li>・水衝部の新堤防</li> <li>・新堤防</li> </ul>
4	漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はその恐れが十分ある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏水実績、おそれ</li> </ul>
5	水衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績があるもの。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水衝部破堤実績</li> <li>・水衝部低水護岸破損</li> <li>・水衝部護岸老朽</li> </ul>
6	深掘れ(洗掘)	堤防と接近している河岸が深掘れ(洗掘)されているところで、堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗掘)についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績あるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ(洗掘)されているか河床の深掘れ(洗掘)の著しい箇所で堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河岸深掘れ(洗掘)</li> <li>・河床深掘れ(洗掘)</li> <li>・河岸波浪</li> </ul>

7	工事施工	国債工事等をやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。	樋管、橋台等施工箇所にて堤防護岸が未施工の箇所。		・工事中
8	工作物	取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。 陸閘が設置されている箇所。	取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。		・工作物老朽 ・疎通能力不足 ・余裕高不足 ・陸閘 ・補強措置未施工

(令和2年度愛知県水防計画から抜粋)

## 第2節 重要水防箇所

市内の河川で水防上注意を要する箇所は、表に示すとおりである。

市は常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立し、水防計画書又は地域防災計画書に明記しなければならない。また、平常時の巡視の際に異常を発見したときは河川管理者に通知するものとする。

河川管理者は、予想される危険の防止、軽減等当該施設の保全に努めなければならない。  
重要水防箇所

注) ( ) 書きは、重複箇所及びその延長を示す。

水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	理由	摘要(水防工法)
庄内川	五条川	13.3K~ 13.4K+42m	左	北名古屋市薬師寺 (待合橋下流 500m)	142	法面不良	(シート張工)

## 第3節 重要工作物

水防上重要な工作物は、次表のとおりである。

市は、水防上重要な工作物の規模及び能力等並びに堤内民地の状況を熟知するとともに緊急時に対応できる応急対策を確立し、水防計画書又は防災計画書に明記しなければならない。

工作物の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。特に水防時において、事前に定めた操作規則を遵守して適正な操作を行うこととし、工作物の設置箇所及びその上下流の河川に対して危険が及ばないようにするとともに、操作状況を必要に応じ水防管理者に報告するものとする。

## (1) 重要工作物（市内所在の県指定工作物）

河川海岸名	名 称	所 在 地	構 造	管 理 者
新 川	久地野牧野排水第1樋門	北名古屋市久地野牧野	手動巻上式	北名古屋市
〃	久地野権現第2排水樋門	〃 〃 権現	〃	〃
〃	久地野ポンプ場	〃 〃 郷廻	Φ1,200mm×3.06m <sup>3</sup> /s×2基 Φ800mm×1.3m <sup>3</sup> /s×1基	〃
合瀬川	六ツ師堰西側樋門	〃 熊之庄牛流	電動巻上式	〃
〃	片場天王森樋門	〃 片場天王森	手動巻上式	〃
〃	六ツ師堰東側樋門	〃 熊之庄石原	電動巻上式	〃
〃	訓原用水樋門	〃 六ツ師道毛	手動巻上式	〃
〃	十五ヶ用水取入樋門	〃 熊之庄牛流	電動巻上式	十五ヶ用水 土地改良区
〃	十五ヶ堰	右岸 北名古屋市熊之庄 左岸 小牧市藤島町	ステンレス鋼製電動油圧式転倒堰 油圧式電動転倒ゲート2門	木津用水土 地改良区
〃	六ツ師堰	〃 熊之庄牛流	ステンレス鋼製電動油圧式転倒堰 右岸：油圧式電動転倒ゲート1門	〃
〃	片場堰	〃 六ツ師道毛	ステンレス鋼製電動油圧式転倒堰 右岸：油圧式転倒ゲート1門	〃
中江川	六ツ師大島樋門	〃 六ツ師大島	電動巻上式	北名古屋市
鴨田川	鴨田第1樋門	〃 鹿田東村前	〃	〃
合瀬川	高田寺起返排水樋門	〃 高田寺起返	手動巻上式	〃
〃	片場第2樋門	〃 六ツ師疲榎	〃	〃
〃	高田寺砂場樋門	〃 高田寺砂場	〃	〃
〃	久地野幟立排水樋門	〃 久地野幟立	〃	〃
〃	高田寺排水機場	〃 高田寺起返	Φ450mm×0.84m <sup>3</sup> /s×2基	〃
〃	久地野排水機場	〃 久地野権現	Φ400mm×0.68m <sup>3</sup> /s×2基	〃
新 川	電車川排水機場	〃 加島新田南田面	Φ1,100mm×2.50m <sup>3</sup> /s×3基	〃
〃	鴨田川排水機場	〃 九之坪	Φ1,000mm×200PS×1台	〃
水場川	白川樋門	〃 石橋五反田	電動巻上式	〃
〃	白川樋門	〃 石橋白目	電動巻上式	〃
〃	神ノ川樋門	〃 石橋惣作	電動巻上式	〃
〃	白弓川樋門	〃 沖村五反	電動巻上式	〃
〃	五反地川樋門	〃 沖村五反	電動巻上式	〃
五条川	鍛冶ヶ一色調整池	〃 鍛冶ヶ一色	Φ400mm×11KW×2基 Φ100mm×3.7KW	〃
鴨田川	鴨田川排水機場	〃 九之坪	Φ1,650mm×440PS×2台 Φ1,650mm×449PS×2台	愛知県(建設)
中江川	中江川排水機場	〃 片場	Φ2,000mm×440PS×2台 Φ1,800mm×353PS×1台	〃

(令和2年度愛知県水防計画から抜粋)

## (2) 雨水排水ポンプ場等

排水機場名	排水河川	排水区域	所在地	連絡先	排水能力			排水量 m <sup>3</sup> /S
					口径 (mm)	出力 (*)	台数	
高田寺排水機場	合瀬川	高田寺	高田寺起返地内	—	450	22kw	2	0.84
久地野排水機場	新川	久地野	久地野権現地内	—	400	22kw	2	0.69
鴨田川排水機場	新川	北名古屋市	九之坪鴨田地内	0568-22-7828	1,650 1,000	440ps 200ps	4 1	25.0 2.17
中江川排水機場	合瀬川	六ツ師片場	片場八反地内	0568-25-6294	2,000 1,800	440ps 353ps	2 1	18.0 7.0
鍛冶ケ一色調整池排水機場	五条川	鍛冶ケ一色	鍛冶ケ一色中島地内	—	100 400	8kw 22kw	1 2	0.1 0.55
電車川排水機場	新川	九之坪	加島新田南田面地内	0568-22-9995	1,100	200ps	3	7.5
久地野ポンプ場	新川	久地野	久地野郷廻地内	0568-25-1605	800 1,200	121kw 269kw	1 2	1.3 3.06

\* 出力：電動機はkw、発動機はpsで表記

## (3) 移動用応急排水ポンプ

品名	口径 (mm)	揚水量 (m <sup>3</sup> /S)	揚程	出力	区別	数量 (台)
水中ポンプ	300	0.17	4	単相 200v	エンジン 40KVA	1

# 第6章 水防に関する予報・警報

## 第1節 水防に関連する予報及び警報の種類と発表基準

### 1 気象及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表）

(1) 水防に関連する気象及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が起こるおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が起こるおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

なお、特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。

名古屋地方気象台から発表される北名古屋市の水防上必要な注意報及び警報は、次のとおりである。

種 類		発 表 基 準				
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次の基準を超えると予想される場合 ●北名古屋市基準				
		1時間雨量	土壌雨量指数			
		40mm	127			
警 報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には次の基準を超えると予想される場合 ●北名古屋市基準				
		1時間雨量	流域雨量指数			指定河川洪水予報による基準 ・愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
			五条川	合瀬川	大山川	
			40mm	7	12	12
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 具体的には次の基準を超えると予想される場合 ●北名古屋市基準				
		1時間雨量				
		60mm				



洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。大雨警報（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</p> <p>具体的には次の基準を超えると予想される場合</p> <p>●北名古屋市長基準</p>				
	1時間雨量	流域雨量指数			指定河川洪水予報による基準
		五条川	合瀬川	大山川	
60mm	1.4	1.5	1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庄内川[志段味・枇杷島]</li> <li>・愛知県庄内川水系新川[水場川外水位]</li> </ul>	

大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</p> <p>大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。雨を要因とする大雨特別警報は災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当する。</p> <p><b>【発表基準】</b></p> <p>台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</p> <p>なお、発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指数を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。</p> <p>「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨を要因とする特別警報（警戒レベル5相当）の指標</li> </ul>			
	①	48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現		
	②	3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm※2を超える格子のみをカウント対象とする）		
<p>土壌雨量指数※1</p> <p>降った雨が地下の土壌中にどれだけ貯まっているかを数値化した値。</p> <p>3時間降水量が150mm※2</p> <p>1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風等を要因とする特別警報の指標</li> </ul> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合（ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする）。</p>				

(2) 気象情報

ア 「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

また、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合にも発表される。

イ 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険度分布で確認する必要がある。発表基準は、1時間雨量100mmである。

ウ 「早期注意情報（警報級の可能性）」

警報級の現象が、5日先までに予想されているときに、その可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。明日までの大雨の「早期注意情報（警報級の可能性）」の[高]又は[中]は、災害への心構えを高める警戒レベル1である。

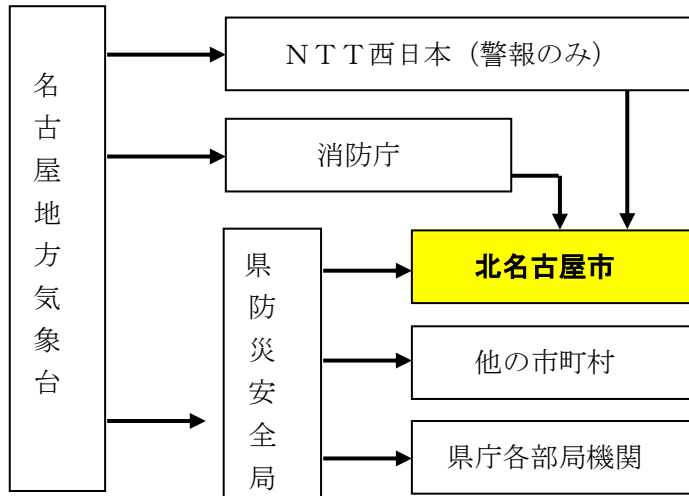
(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1Km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1Km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 Kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
------------	--

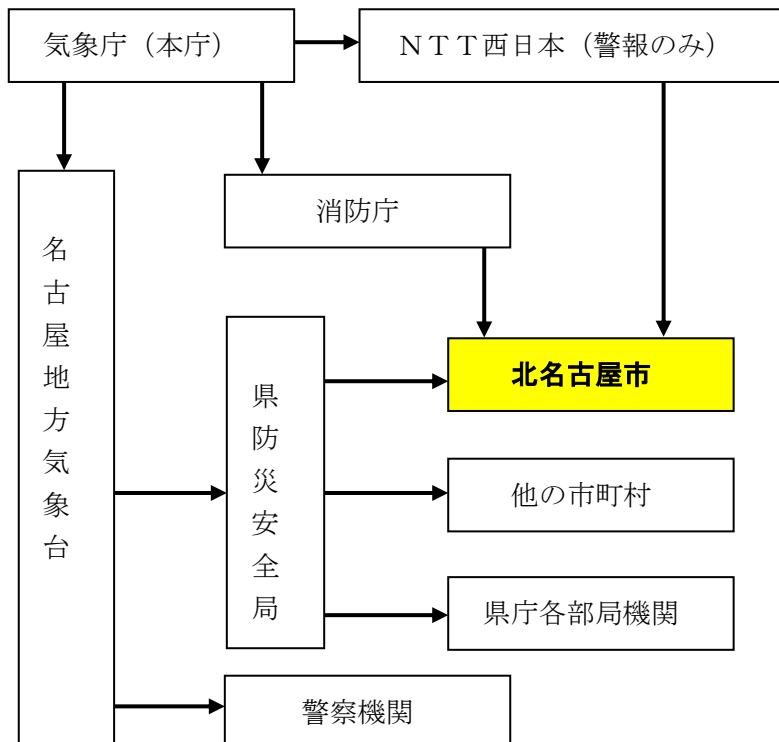
## 第2節 気象予報等の伝達系統

### 1 気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図（関係部分のみ）



- \* 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
- \* 県防災安全局からは高度情報通信ネットワークを使用消防庁からはJアラートを使用その他は加入電話、専用回線等を使用

### 2 津波警報等の伝達系統図（関係部分のみ）



- \* 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
- \* 県防災安全局からは高度情報通信ネットワークを使用消防庁からはJアラートを使用その他は加入電話、専用回線等を使用

# 第7章 水防警報

## 第1節 水防警報の意義

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水等によって災害が起こる恐れがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。

ただし、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

## 第2節 知事が水防警報を行う河川とその区域（市関係分）

河川名	区 域
新 川	庄内川分流点から海まで

（令和2年度愛知県水防計画から抜粋）

## 第3節 水防警報を発する基準

### 1 水防警報の対象水位観測所及び発令基準

知事が水防警報を行う河川

河川名	新川
観測所名	水場川外水位
所在地（位置）	清須市阿原（右岸16.00km付近）
水防団待機水位（通報水位）	T. P. 2. 00m
氾濫注意水位（警戒水位）	T. P. 3. 00m
出動水位	T. P. 3. 90m
氾濫危険水位	T. P. 5. 20m
堤防高	左岸T. P. 6. 24m、右岸T. P. 6. 28m
発表者（量水標管理者）	尾張建設事務所長
対象団体	北名古屋市

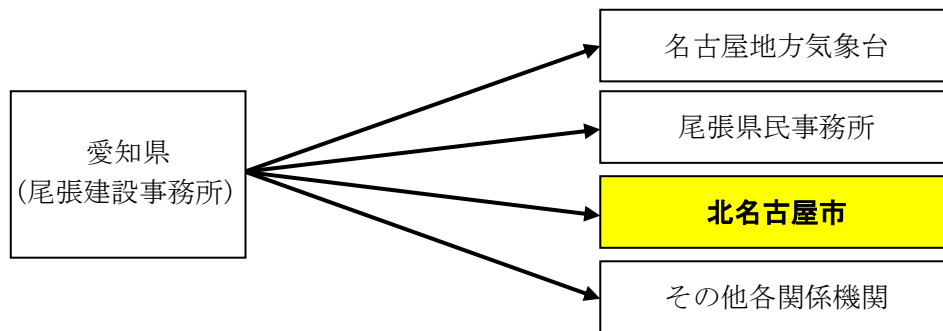
（令和2年度愛知県水防計画から抜粋）

### 2 水防警報の段階と内容

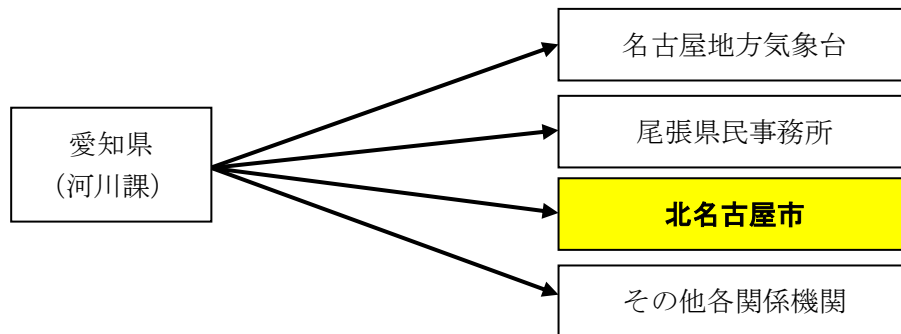
段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過したため、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団役員の出動を通知するもの。
出 動	出動水位を超過したため、水防団員等の出動を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

## 第4節 水防警報伝達系統

### 1 知事が水防警報を行う河川（新川）



### 2 津波水防警報（愛知県外海、伊勢・三河湾）



# 第8章 洪水予報

## 第1節 意義

あらかじめ指定した河川について、気象等の状況により洪水の恐れがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況に関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である。

## 第2節 洪水予報を行う河川及び実施区域

### 1 国土交通大臣が指定した河川

河川名	区 域	
庄内川	左岸	岐阜県土岐市肥田町浅野字トチモト八百七番三地先の三共橋
	右岸	同市泉町河合字中屋敷五百三十二番一地先の三共橋

(令和2年度愛知県水防計画から抜粋)

### 2 知事が指定した河川

河川名	区 域	指定日
新 川	左右岸 庄内川からの分派点から海まで	平成14年5月31日

(令和2年度愛知県水防計画から抜粋)

## 第3節 洪水予報に関する基準地点

### 1 国土交通大臣が指定した河川

河川名	庄内川
基準地点	枇杷島
所在地	愛知県清須市西枇杷島町小田井(右岸15.7k)
水防団待機水位(指定水位) m	4.60
氾濫注意水位(警戒水位) m	5.60
避難判断水位 m	8.50
氾濫危険水位 m	8.90

(令和2年度愛知県水防計画から抜粋)

### 2 知事が指定した河川

(水位はT.P.)

河川名	新川
基準地点	水場川外水位
所在地	清須市阿原町(右岸16.0k)
水防団待機水位(通報水位) m	2.00
氾濫注意水位(警戒水位) m	3.00
避難判断水位 m	4.40
氾濫危険水位 m	5.20

(令和2年度愛知県水防計画から抜粋)

## 第4節 洪水予報の種類と基準

### 1 庄内川及び新川

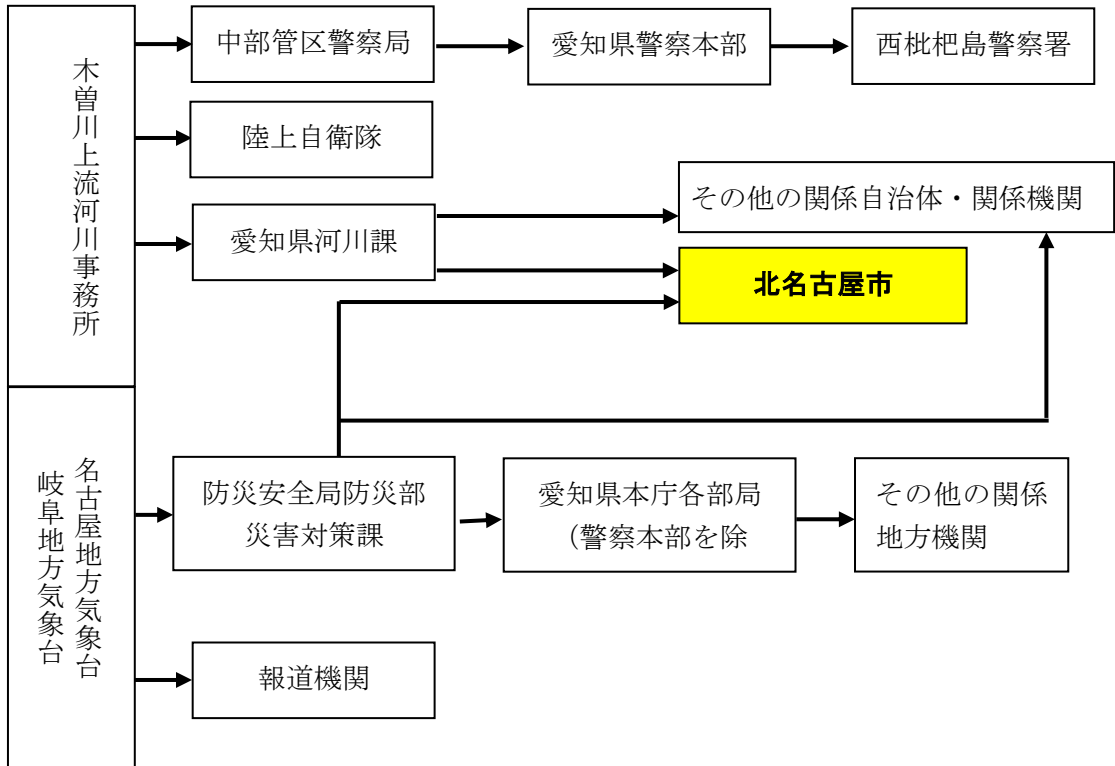
種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>

注：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

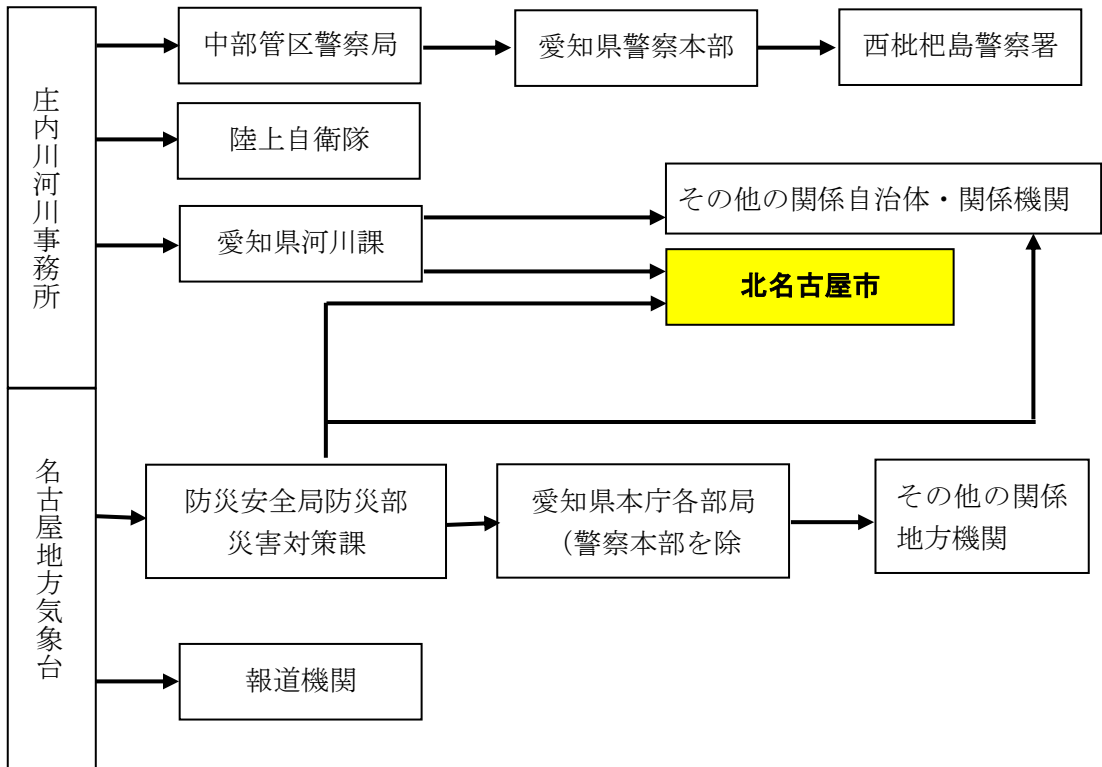


## 第5節 洪水予報伝達系統

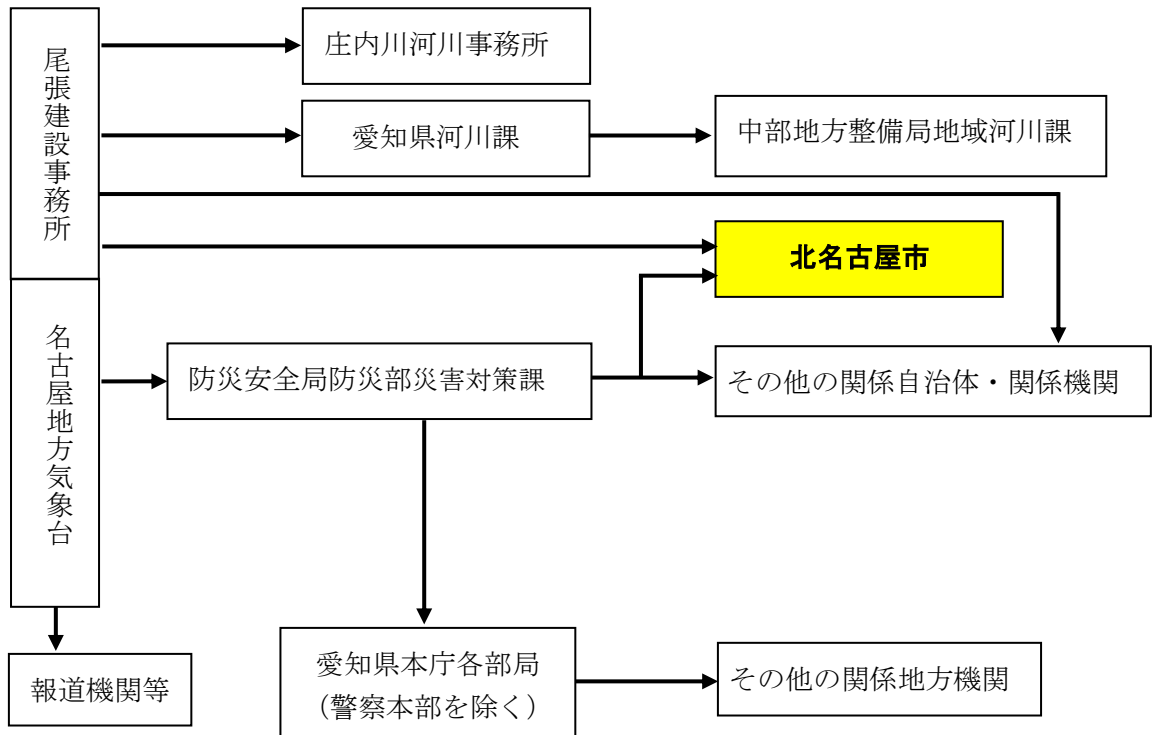
### 1 木曾川（中流）



### 2 庄内川



### 3 新川



## 第9章 水位情報の周知

### 第1節 意義

国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水特別警戒水位等を定め、当該河川の水位がこれに達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知されるとともに一般に周知される。（水防法第13条第1項・第2項・第3項）

洪水特別警戒水位は北名古屋市の行う避難勧告等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

### 第2節 水位情報周知を行う河川（知事が指定した河川）

河川名	区域（起点～終点）		指定日
五条川	青木川合流点から	新川合流点まで	平成19年6月1日
五条川（上流）	巾下川合流点から	青木川合流点まで	〃
大山川	西行堂川合流点から	新川合流点まで	平成21年6月1日
八田川	左岸右岸 春日井市朝宮町一丁目十四番地二地先から	庄内川合流点まで	〃

### 第3節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

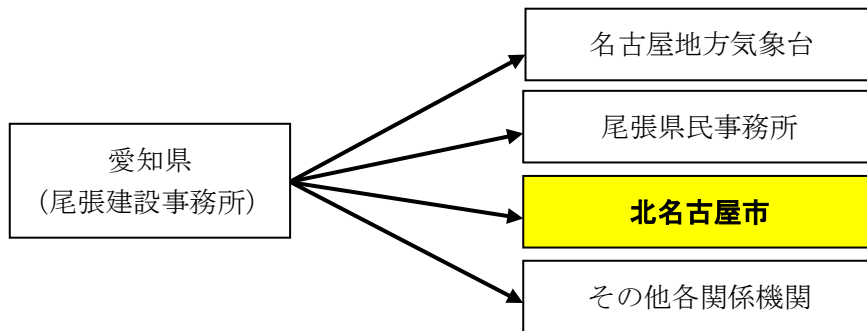
河川名	観測所名	基準水位（m）					発表者
		水防団待機（通報）	氾濫注意（警戒）	出動	避難判断	氾濫危険（洪水特別警戒）	
五条川	春日※ （左岸6.40km付近）	T. P. (3.10)	T. P. (3.90)	T. P. (4.60)	T. P. 5.05	T. P. 5.50	尾張建設事務所長
五条川（上流）	曾野 （右岸13.7km付近）	(1.85)	(2.60)	(3.15)	3.65	4.05	一宮建設事務所長
大山川	豊山 （左岸2.5km付近）	(2.90)	(3.80)	(4.20)	4.20	4.70	尾張建設事務所長
八田川	味美 （右岸合流点から2.4km）	3.90	4.50	4.70	5.20	5.55	尾張建設事務所長

※五条川（春日）については平成26年4月8日付け国交省通知国水環第2号に基づく水位改定を行っていない。

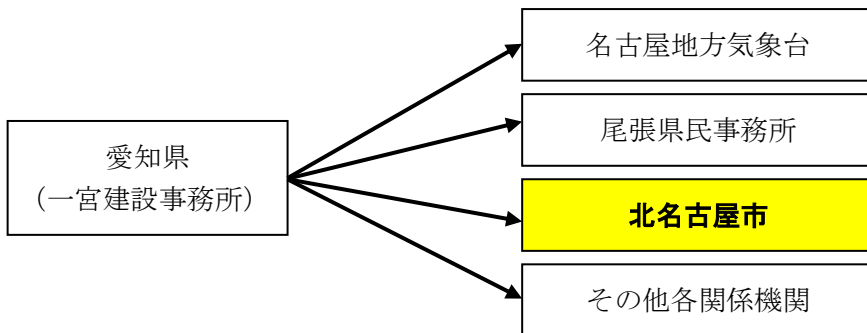
水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、出動水位については、参考水位のため、（ ）書きとしている。

## 第4節 水位情報伝達系統

### 1 五条川、八田川、大山川



### 2 五条川（上流）



# 第10章 水防活動

## 第1節 監視及び警戒とその措置

### 1 平常時の巡視

市長は、管轄区域内の河川について巡視員を設け、随時それぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは河川管理者に通知すること。

### 2 非常警戒

(1) 市長は、非常配備体制が発動されたときから河川の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、巡視するものとする。

なお、巡視において特に注意を要する事項は次のとおりである。

- ア 堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下
- イ 漏水
- ウ 越水（堤防からの水のあふれ）
- エ 深掘れ（洗掘）
- オ 橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常
- カ （排・取）水門（樋門）の扉の締め具合

異常を発見した場合はただちに愛知県建設事務所、農林水産事務所等関係機関に連絡するとともに、水防作業を開始する。

(2) 雨量・水位の監視

市は、愛知県水防テレメータシステム等により積極的に水位情報の収集に努めるものとする。

### 愛知県水防テレメータシステム水位観測局

No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団 待機水位 (第1基準)	氾濫 注意水位 (第2基準)	出動水位 (第3基準)	避難判 断水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	堤防高	
19	庄 内 川	新川	新川下之一色	3/250	尾 張	名古屋市中川区下之一色町三角地先	TPm	-4.20	0.00	(1.00)	(1.80)	(2.20)	—	(3.60)	5.00	
20			大治	11/250		海部郡大治町大字八ツ屋 東田面50番地先	TPm	-2.10	0.00	(1.20)	(2.10)	(2.90)	—	(4.00)	5.00	
21			水場川外水位	16/000		清須市阿原地内	TPm	-2.40	0.00	★ 2.00	★ 3.00	★ 3.90	★ 4.40	★ 5.20	6.20	
22			水場川内水位	0/090		清須市阿原地内	TPm	-2.70	0.00	(1.50)	(2.60)	(3.00)	—	(3.30)	3.40	
23			新川	久地野		20/080	北名古屋市久地野南権現地先	TPm	-0.50	0.00	(3.20)	(4.50)	(5.40)	—	(6.57)	7.80
25			★春日	6/650		清須市春日振形127番1地先	TPm	1.60	0.00	(3.10)	(3.90)	(4.60)	★ 5.05	★ 5.50	7.20	
26		五条川	曾本	18/700	一 宮	江南市小折本町地先	河床 mm	-0.12 TP11.50m	11.62	(0.80) TP12.42m	(1.20) TP12.82m	(1.60) TP13.22m	—	(2.20) TP13.82m	TP14.32m	2.70
27						★曾野	13/710	岩倉市曾野町隅田地先	河床 mm	0.00 TP3.15m	3.15	(1.85) TP5.00m	(2.60) TP5.75m	(3.15) TP6.30m	★3.65 TP6.80m	★4.05 TP7.20m
30		大山川	★豊山	2/000	尾 張	西春日井郡豊山町大字青山字 東川139番地の1地先	河床 mm	-0.10 TP3.34m	3.44	(2.90) TP6.34m	(3.80) TP7.24m	(4.20) TP7.64m	★4.20 TP7.64m	★4.70 TP8.14m	6.00 TP9.44m	
33		中江川	中江川内水位	0/220		北名古屋市片場地内	TPm	0.00	—	—	—	—	—	(6.40)	7.20	
34			中江川外水位	0/140		北名古屋市片場地内	TPm	0.00	—	—	—	—	—	(7.05)	7.80	
35		鴨田川	鴨田川内水位	0/000		北名古屋市九之坪地内	TPm	0.00	—	—	—	—	—	(3.00)	4.80	
36		新川	鴨田川外水位	18/000		北名古屋市九之坪地内	TPm	0.00	—	—	—	—	—	—	(6.00)	7.40

★は水防警報（水位周知）基準観測局及び基準水位を表す。単位に「河床m」表示のものは河床高を各水位上段に表示

( )は水防警報（水位周知）基準ではないため、参考値としての水位 (令和2年度愛知県水防計画から抜粋)

## 第2節 水防団等の出動

### 1 市の責務

市長は、次に示す基準等により水防団等に対し出動準備（以下「準備」という。）又は出動を指示し、水防団等の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

### 2 準備及び出動の基準

#### (1) 準備

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水等による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想される時。
- ウ 北名古屋市水防計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- エ その他市長が必要と認めるとき。

#### (2) 出動

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水等による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。
- ウ 北名古屋市水防計画に定める出動水位に達したとき。
- エ その他市長が必要と認めるとき。

### 3 準備及び出動の内容

水防団等は、2の基準により市長から準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

#### (1) 準備

- ア 水防資器材の整備点検をすること。
- イ 水こう門等の開閉準備をすること。
- ウ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所のパトロールを実施すること。
- エ その他水防上必要な措置をとること。

#### (2) 出動

- ア 河川等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること。
- イ 水防作業に必要な資器材を確保すること。
- ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。
- エ 河川等の現況を関係機関等へ報告すること。

## 第3節 水こう門・排水機場等の操作

水こう門、排水機場等の管理者及び操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、操作規則を定める水こう門等の管理者にあっては当該規則に定めた方法で、定めていない管理者にあっては河川等に危険を及ぼさない方法で、門扉等の開閉、排水機の稼働又は停止等の操作を適切に行う。

また、毎年出水期（6月1日から10月31日まで）に先立ち、門扉の操作等について支障ないように点検整備を行わなければならない。

\* 鴨田川排水機場及び中江川排水機場は、管理者である県から協定により操作責任者として指定されている。

(1) 鴨田川排水機場操作規則（抜粋）

第1章 総則

（操作の目的）

第2条 排水機等の操作は、鴨田川における洪水の防御及び新川から鴨田川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第2章 排水機等の操作の方法等

（洪水時における操作の方法）

第4条 愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、鴨田川及び新川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機等を操作するものとする。

- 1 鴨田川の水位（以下「内水位」という。）が、当該排水機場地点での新川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ東京湾中等潮位（以下「T. P.」という。）プラス2.80メートルを上回り、又上回ると予想されるときは、3号正樋門を除くすべての樋門を全閉し、かつ排水機を運転すること。ただし、内水位がT. P. プラス1.80メートルを下回ったときは、排水機の運転を停止する。
- 2 内水位が外水位を下回り、かつT. P. プラス2.80メートルを上回らず、かつ上回らないと予想されるときは、排水機を運転せず、かつ3号正樋門を除くすべての樋門を全閉しておくこと。
- 3 外水位が内水位を下回るときは、排水機を運転せず、かつ樋門を全開すること。
- 4 第1号の規定により排水機の運転をしている状態で新川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるときは以下のとおり排水機の操作を行う。
  - (1) 新川の水位が排水調整準備水位に達したときは、排水機の運転を停止する準備に入る。
  - (2) 新川の水位が排水調整停止水位に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転しないこと。
  - (3) (2)の状態では新川の水位が下降し、排水調整再開水位を下回ったときは、排水機を運転することができる。
  - (4) (1)の状態では新川の水位が下降し、排水調整準備水位を下回ったとき、または第1号から第3号により排水機を運転しないときは、排水機の運転を停止する準備を解除する。
- 5 第1号で排水機を運転している状態で新川において河川からの越水または破堤が発生したときは、発生箇所が当該排水機場地点より下流の場合は排水機の運転を停止する。当該排水機場地点より上流の場合、排水機を運転することにより、越水または破堤箇所から浸水などが生ずるときは、運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは新川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときとする。

（平水時における操作の方法）

第5条 前条に規定する場合以外の場合は、所長は、排水機を運転せず、かつ、樋門を全閉しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第6条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第7条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 1 操作した排水機等の名称
- 2 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 3 気象、水象及び地象の状況
- 4 前条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- 5 その他参考となるべき事項

附 則

この規則は、平成7年9月1日から施行する。



## (2) 中江川排水機場操作規則（抜粋）

### 第1章 総則

（操作の目的）

第2条 排水機等の操作は、中江川における洪水の防御及び合瀬川から中江川への逆流の防止を図ることを目的とする。

（施設の名称）

第3条 排水機の施設の名称は、左岸側から1号機、2号機、3号機というものとする。

### 第2章 排水機等の操作方法等

（洪水時における操作の方法）

第4条 愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、中江川、新川及び合瀬川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機等を操作するものとする。

- 1 中江川の水位（以下「内水位」という。）が、合瀬川の水位（以下「外水位」という。）を下回りかつ、東京湾中等潮位（以下「T. P.」という。）プラス5.60メートルを上回ったときは、水門を全閉しつつ、1号機を運転すること。
- 2 水門全閉時において、内水位がT. P. プラス5.70メートルを上回ったときは、1号機に加えて2号機も運転すること。
- 3 水門全閉時において、内水位がT. P. プラス5.80メートルを上回ったときは、1、2号機に加えて3号機も運転すること。
- 4 内水位がT. P. プラス5.80メートルを上回ってから、内水位が外水位を下回り水門を全閉したときは全閉と同時に1号機、2号機、3号機の順で運転すること。
- 5 水門全閉時において、内水位がT. P. プラス5.00メートルを下回ったときは、1号機の運転を停止すること。
- 6 1号機の運転停止後に内水位がT. P. プラス4.90メートルを下回ったときは、2号機の運転を停止すること。
- 7 1、2号機の運転停止後に内水位がT. P. プラス4.80メートルを下回ったときは、3号機の運転を停止すること。
- 8 外水位が内水位を下回るときは、排水機を運転せず、かつ水門を全開すること。
- 9 排水地点より下流の合瀬川において、越水または破堤のおそれがあるときは、以下の操作を行うこととする。
  - (1) 「外水位が危険水位以上となったとき」は、排水機の運転を停止する。
  - (2) (1)に基づき停止した排水機は、外水位が危険水位を下回り、かつ周辺の堤防を目視し越水または破堤のおそれがない場合、第1号から第4号までの各規定を踏まえ運転を再開することができる。
- 10 第1号から第4号までの規定により排水機の運転をしている状態で新川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるときは、以下のとおり排水機の操作を行う。
  - (1) 新川の水位が排水調整準備水位に達したときは、排水機の運転を停止する準備にはいる。
  - (2) 新川の水位が排水調整停止水位に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転しないこと。
  - (3) (2)の状態でも新川の水位が下降し、排水調整再開水位を下回ったときは、第1号から第

4号までの各規定を踏まえ、排水機を運転することができる。

(4) (1)の状態では新川の水位が下降し、排水調整準備水位を下回ったとき、または第5号から第8号の規定により排水機を運転しないときは、排水機の運転を停止する準備を解除する。

11 第1号から第4号で排水機を運転している状態で新川及び合瀬川において河川からの越水または破堤が発生したときは、発生箇所が当該排水機場地点より下流の場合は排水機の運転を停止する。当該排水機場地点より上流の場合、排水機を運転することにより、越水または破堤箇所から浸水などが生ずるときは、運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 前条に規定する場合以外の場合は、所長は、排水機を運転せず、かつ、水門を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において前2条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 1 操作した排水機等の名称
- 2 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 3 気象、水象及び地震の状況
- 4 前条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- 5 その他参考となるべき事項

(附 則)

この操作規則は、平成13年6月1日から施行する。

## 第4節 水防作業

### 1 水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組み合わせることで初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々に行う必要がある。

また、堤防の組成材料、流速、堤防斜面（法面）、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

なお、堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次表のとおりである。

表・・・水防工法の種類

原因	工 法	施工箇所	効 果	工法の概要
深掘れ (洗掘)	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、深掘れ(洗掘)し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側(川表)が崩れるのを防ぐ。 川側(川表)の淀欠けを防ぐ(緩流部)。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張工	川側(川表)が崩れだした箇所 透水し始めた堤防	川側(川表)の崩壊を防ぐ。 吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川側(川表)の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面(川表法面)、根固めが、深掘れ(洗掘)、決壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ(洗掘)等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面(表法面)に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇所(粘土質堤防)	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇所(砂質堤防)	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面(裏法)、または裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面(裏法)、または裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面(裏法面)や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工(竹)	堤防の上端(天端)や居住側斜面(裏法面)に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面(裏法)先平地に円形に積み土のうにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面(裏法面)に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法)に半円形に土のうを積む。

原因	工 法	施工箇所	効 果	工法の概要
越水 (堤防からの水のあふれ)	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のうを数段積み上げる。
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端(天端)に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張り工	水があふれる(越水)又はそのおそれのある箇所の居住側堤防斜面(裏法面)	水があふれること(越水)による居住側堤防斜面(裏法面)の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面(裏法面)を防水シートで被覆する。
決壊防止	築き廻し工	堤防の川側斜面(表法面)の深掘れ(洗掘)が進んでいる箇所 堤防上端(天端)まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。	居住側斜面(裏法面)に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面(裏法面)が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面(裏法面)の崩壊を防ぐ。	堤防斜面(法)崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口	堤防の居住側斜面(裏法面)が崩れた箇所	居住側斜面(裏法面)の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 堤脚の深掘れ(洗掘)が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ(洗掘)の拡大を防ぐ	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

## 2 水防活動中の心得

- (1) 命令なくして部所を離れたり勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以てこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた(越水)」とか「堤防の決壊(破堤)」等の想像による言動をしないこと。
- (4) 命令及び情報の伝達は、とくに迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員等を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、だいたい最大水位の前後である。しかし、堤防斜面(法)崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減水したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

## 第5節 避難

北名古屋市地域防災計画（風水害編）の定めるところによる。

## 第6節 避難信号

避難信号は、次に定めるとおりとする。

サイレン信号（防災行政用無線（同報系））					
避難勧告	： ○～～（ 約45秒	休止 約15秒	） ○～～（ 約45秒	休止 約15秒	） 繰り返し
避難指示 （緊急）	： ○～～（ 約3秒	休止 約2秒	） ○～～（ 約3秒	休止 約2秒	） 繰り返し

## 第7節 決壊等の通報並びに決壊後の処理

### 1 決壊等の通知

#### (1) 決壊等の意味

決壊とは堤防の全部または一部の損壊を意味する用語で、浸食や堤防斜面（法）の崩れも決壊に含まれる。また、報告する際には、単に堤防決壊という表現では、堤防の全部が決壊（破堤）し、氾濫している状態と混同する恐れもあるので、具体的に以下の言葉を使用すること。

- ア 堤防の決壊（破堤） 堤防が完全に切れ、水が居住側（堤内）にあふれ出たもの
- イ 堤防斜面（法）崩れ 堤防の斜面（法面）が崩壊し、応急復旧が必要なもの
- ウ 越水（水のあふれ） 堤防等は決壊（破堤）していないが、水が堤防を乗り越えて居住側（堤内）へ氾濫しているもの
- エ 漏水 堤体又は地盤に水が浸透し、水の通過する部分、いわば水みちができて居住側堤防斜面（川裏）に流れ出すもの
- オ 亀裂 通常、亀裂は堤防の上端（天端）又は堤防斜面（法面）に、堤防に平行して生じる。上端（天端）に生じた亀裂は、大規模な堤防斜面（法）崩れの原因となる。

#### (2) 速報

##### ア 速報の意義と留意点

初動時において災害対策上は、「正確かつ詳細な情報」ではなく、「断片的でも迅速な情報」が重要であり、「いつ、どこで、なにがあったか」が基本となる。速報における留意点は以下のとおりである。

- (ア) 速報は冷静に伝達し、不確実な情報には、「・・・もよう」「・・・の情報あり」とすること。
- (イ) 現場からの情報を入手した場合、その時刻を必ず明記し併せて伝達しておくこと。
- (ウ) 互いに名乗り合うこと。

##### イ 速報の伝達経路

市長、水防団長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちに尾張建設事務所、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の水防管理者及び西枇杷島警察署、関係県機関（尾張県民事務所、清須保健所、尾張農林水産事務所）へ通報しなければならない。

##### ウ 隣接する水防管理者（市町）間の連絡体制の確立

市長は、決壊（破堤）情報等を隣接する市町に通報するにあたり、平時からその通

報体制について互いに確認しあい、密接な連携を図ること。

## 2 決壊後の処置

- (1) 市長、水防団長及び消防機関の長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
  - ア 適切な水防工法の実施
  - イ 避難勧告等
  - ウ 関係機関への通報
  - エ 自衛隊の派遣要請を知事に要請
- (2) 水防団等並びに市長から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、市はその損失を受けた者に対し、損失を補償する。

## 3 決壊等による被害状況の報告

市長、水防団長及び消防機関の長が、決壊や水のあふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。

- (1) 人的・住家被害  
市長は、被害状況をとりまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県へ報告する。
- (2) 公共土木施設被害  
市長は、被害状況をとりまとめ、管轄する尾張建設事務所に対し報告する。

## 第8節 水防解除

市長は、水防団等に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、尾張建設事務所に通知するものとする。

## 第9節 費用負担と公用負担

### 1 費用負担

- (1) 水防管理団体の負担  
市の水防に要する費用は、市が負担するものとする。  
ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と市との間の協議によって決める。  
また、市の水防によって、市の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決め、協議が成立しないときは、知事にあっせんを申請することができる。その場合、他の県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の県の知事と協議する。
- (2) 県の負担  
県が行う水防事務に要する費用は県が負担する。

### 2 公用負担

- (1) 公用負担権限  
水防のため必要があるときは、市長、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、市長等から委任を受けた者も同様とする。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両、その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、市長、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

<b>公用負担権限証明書</b>			
○○水防団 ○ ○ ○ ○			
上記の者に                      の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明します。			
令和    年    月    日			
			北名古屋市長 ○ ○ ○ ○ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第      号)			
<b>公 用 負 担 証</b>			
目的別	種類		
負担内容	使用	収用	処分等
令和    年    月    日			
		北名古屋市長    ○ ○ ○ ○ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
		事務取扱者        ○ ○ ○ ○ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
○ ○ ○ ○ 殿			

**3 損失補償**

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対して、市は時価によりその損失を補償する。

**第10節 水防報告と水防記録**

市長は、水防が終結したときは3日以内に次の事項を取りまとめて、第1号様式及び第2号様式により尾張建設事務所に報告する。

- (1) 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- (2) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- (3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- (4) 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- (5) 使用資材の種類・数量
- (6) 水防法第28条による公用負担の内容

- (7) 応援の状況
- (8) 避難勧告及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- (9) 水防関係者の死傷
- (10) 水防功労者及び功績
- (11) 市長の所見
- (12) その他必要事項



## 水 防 報 告 書 (水防管理団体)

報告者 番号 内線

水防管理団体名	北名古屋市					令和 年 月 日報告	
増水（出水）の概要	級	川水系	川始め	河川		地内	
	最高時間雨量	mm	月 日 時			時	
	総雨量	mm	月 日 時	月 日	時	時	
水 防 活 動	実施日時	月 日 時頃 ~ 月 日 時頃~					
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位 置	人 員	実施工法
		1			m	名	
		2					
		3					
延出動人員	水防団	名	自衛隊	名	居住者	名	
	消防団	名	( )	名	計	名	
水防作業の概要及び水防工法							
水防の結果	種 別	人	家 屋	田 畑	堤防	そ の 他	
	水防の効果	名	棟	ha	m		
	被 害						
使用資器材	種 類	数 量	単 価	金 額 (円)			
特 記 事 項							

備 考

「増水（出水）の概要」、「実施箇所」・・・複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」・・・ ①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊（破堤）又は水があふれた（越水）箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

令和〇〇年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)		
<p><b>〇概要</b></p> <p>〇〇市消防団は、令和〇〇年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。</p>		
<b>活動時間</b> 8/〇～8/〇 約12時間	<b>出動延人数</b> 〇名	<b>主な活動内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み(300袋)</li> <li>・避難誘導(20世帯)</li> <li>・排水作業(3件)</li> </ul>
水防活動または 被害状況写真  〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視	水防活動または 被害状況写真  〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工	水防活動実施箇所 地図
水防活動または 被害状況写真  〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輸工	水防活動または 被害状況写真  〇〇地区の浸水被害	

# 1 1 章 他の機関等との協力応援

## 第 1 節 洪水予報連絡会

市及び県は、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係隣接県、関係市町村及び関係諸団体で結成された木曾川洪水予報連絡会、庄内川洪水予報連絡会、矢作川洪水予報連絡会、豊川・豊川放水路洪水予報連絡会を通じ、中部地方整備局管内河川事務所と名古屋地方気象台が共同して発表する木曾川（中流・下流）洪水予報、長良川（下流）洪水予報、庄内川及び矢田川洪水予報、矢作川洪水予報及び豊川・豊川放水路洪水予報に必要な雨量、水位、流量の観測及び通報に協力し、各県の水害の軽減に努めるものとする。

新川、天白川、日光川及び境・逢妻川については、洪水予報連絡会に準じて担当者会議を設置している。

## 第 2 節 応援及び応援等の相互協定

### 1 居住者の義務等

水防団長等は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。

市長、水防団長等は、水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。

洪水等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。

### 2 警察官の応援

市長は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

### 3 他の水防管理団体の応援

市長は、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合においては、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより相互応援を行うものとする。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

### 4 自衛隊の応援

市長は、大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

#### (1) 災害派遣要請者

知事

#### (2) 災害派遣要請手続

知事は、災害派遣要請の必要があると認めたとき、又は、水防管理者から災害派遣要請の依頼を受けてその必要を認めたときは、ただちに派遣要請の手続きをとるものとする。

る。(自衛隊法第83条第1項、災害対策基本法第68条の2第1項)

(3) 災害派遣部隊の受け入れ

市長は、次の事項に留意し、自衛隊の応援活動が充分達成されるよう努めるものとする。

ア 宿泊施設及び車両等の保管場所を準備すること。

イ 派遣部隊との連絡員の決定をすること。

ウ 応援を求める内容、所要人員及び資器材等の確保について計画を立て、部隊到着後すみやかに作業ができる準備をすること。

エ 派遣部隊を目的地へ誘導するとともに部隊の指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合、重複することなく効果的な作業分担ができるよう配慮すること。

# 第 1 2 章 排水機の運転調整

## 第 1 節 排水機の運転調整の意義

現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの水があふれる（越水）及び決壊（破堤）などの恐れがあるときは、外水氾濫による甚大な浸水被害を回避するため、河川に強制排水するために設置された排水機の運転を一時的に調整する必要がある。統一的な排水調整を図る必要がある河川については排水機の運転調整を円滑に実施するための要綱等が定められている。

## 第 2 節 新川における排水機の運転調整に係る要綱

### 新川流域排水調整要綱

（排水調整の目的）

第 1 条 一級河川庄内川水系新川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

(1) 排水機

流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機が存する。

(2) 排水調整

現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。

(3) 河川の整備水準

河川からの越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。

(4) 外水氾濫

河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。

(5) 排水調整対象流域

基準地点の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。

(6) 単位流域

排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点に対応して分割した流域をいう。

(7) 基準地点

排水調整を判断する河川水位を観測する水位観測所をいう。

(8) 準備水位

基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に

実施できるように準備を開始する水位をいう。

(9) 停止水位

基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。

(10) 再開水位

排水調整を行ったのち、基準地点の河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠並びに通知及び発令を行う者)

第3条 排水調整は、河川法（昭和39年法律第167号）第1条及び第2条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者においても河川水位情報に関する事について関係機関に通知するものとする。

また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づく措置又は通知をするものとする。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づいて発令する。

(対象流域)

第4条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、一級河川庄内川水系新川及び五条川流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第5条 単位流域は以下の3区域とする。別図第1に3区域の分割を、別表第1に各単位流域に属する市町村を示す。

(1) 新川下流域

五条川合流点より下流の新川が直接排水を担う流域

(2) 新川上流域

五条川合流点より上流の新川が排水を担う流域

(3) 五条川流域

五条川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、当該区域内の一級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者が、この要綱に基づく措置を講ずるものとする。各単位流域の対象排水機を別表第2に示す。

(基準地点と排水調整対象流域)

第6条 排水調整の基準となる基準地点は、別表第3の水位観測所とする。

2 各基準地点に対応する排水調整対象流域は別表第4の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第7条 基準地点の水位が別表第5に示す準備水位に到達したとき、河川管理者から第5条第2項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

2 前項に定める準備水位を下回ったときについては、前項に定める排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第8条 基準地点の水位が別表第5に示す停止水位に到達したとき、河川管理者から第5条第2項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

2 新川及び五条川において、停止水位以下の場合で河川からの越水又は破堤が発生したと

き、河川管理者は越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機を停止すべき旨を発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

(排水調整の解除の通知及び解除の発令)

第9条 第8条第1項の排水調整は、単位流域毎に別表第4に定める基準地点の水位が別表第5に示す再開水位を下回ったとき、河川管理者から当該の単位流域の排水機の管理者に河川水位情報を通知するものとする。ただし、越水または破堤が生じた場合は、次項の定めによるものとする。

2 第8条第2項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から排水機の管理者に発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

(通知及び発令の内容)

第10条 排水機の排水調整の発令等の内容は、別表第6のとおりとする。

(通知及び発令の伝達先)

第11条 河川管理者は、前条の発令等を関係機関に伝達する。

2 前項の伝達先機関及び伝達方法は、別途設置する新川流域排水調整連絡協議会において定めるものとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第12条 前条の伝達を受けた機関は、排水機の管理者に伝達し周知する。

2 前項の伝達を受けた排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を、伝達した機関に速やかに報告する。

3 前項の報告を受けた機関は、排水調整の実施内容を別表第6に定める様式により河川管理者に速やかに報告する。

(他の河川の排水調整)

第13条 一級河川庄内川の洪水が新川洗堰を越流し、一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っているとき、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水機は排水調整を行うものとする。

(操作規則)

第14条 第15条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を明記した操作規則を制定後、河川法第26条第1項の許可を受けるものとする。

(経過措置)

第15条 この要綱は、新川流域に排水することを目的として設置する排水機に定められる操作規則に規定するものとする。ただし、既設の排水機にあっては、操作規則に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は新川流域総合治水対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、または河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化によりこの要綱を変更する必要がある場合には、新川流域総合治水対策協議会に諮り適宜変更するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月6日から施行する。



(別表第1：第5条第1項関係) 各単位流域の市町 (抜粋)

分割区域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
北名古屋市		○	○

(別表第2：第5条第2項関係) 各単位流域の排水機一覧 (抜粋)

区分	No	排水機場名	管理者	位置			集水面積 (km <sup>2</sup> )	現況排水量		
				距離標	左岸	右岸		排水量 (m <sup>3</sup> /s)	比流量 (m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup> )	
新川上流	新川	30	電車川	北名古屋市	17k900		○	0.90	7.50	8.33
		31	鴨田川	河川施設 (尾張建設)	18k000		○	7.10	25.00	3.52
		32	鴨田川	北名古屋市	18k000		○	0.32	2.17	6.78
		34	久地野 ポンプ場	北名古屋市	19k517		○	0.40	7.42	18.55
		35	久地野	北名古屋市	19k700		○	1.49	0.68	0.46
	合瀬川	37	高田寺	北名古屋市	0k600		○	0.68	0.84	1.24
		38	中江川	河川施設 (尾張建設)	1k180	○		6.35	25.00	3.94
		五条川	五条川	54	鍛冶ヶ一色調整池	北名古屋市	10k083	○		0.51

(別表第3：第6条第1項、第9条第1項関係) 基準地点

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準点	下之一色水位観測所	水場川外水位観測所	春日水位観測所
位置	新川 3k/240 左岸	新川 16k/000 右岸	五条川 6k/650 左岸
設置場所	名古屋市中川区下之一色町三角	清須市阿原	清須市春日振形 127-1
管理者	尾張建設事務所	尾張建設事務所	尾張建設事務所

(別表第4：第6条第2項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		
		下之一色	水場川外水位	春日
排水調整 対象流域	新川下流域	●	—	—
	新川上流域	●	●	—
	五条川流域	●	—	●

(別表第5：第5条第2項、第7条、第8条第1項、第9条第1項関係) 各基準地点の基準水位

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準地点	下之一色	水場川外水位	春日
準備水位	T P 2.20m	T P 3.90m	T P 4.60m
停止水位	T P 2.90m	T P 5.20m	T P 5.40m
再開水位	T P 2.70m	T P 5.00m	T P 5.20m

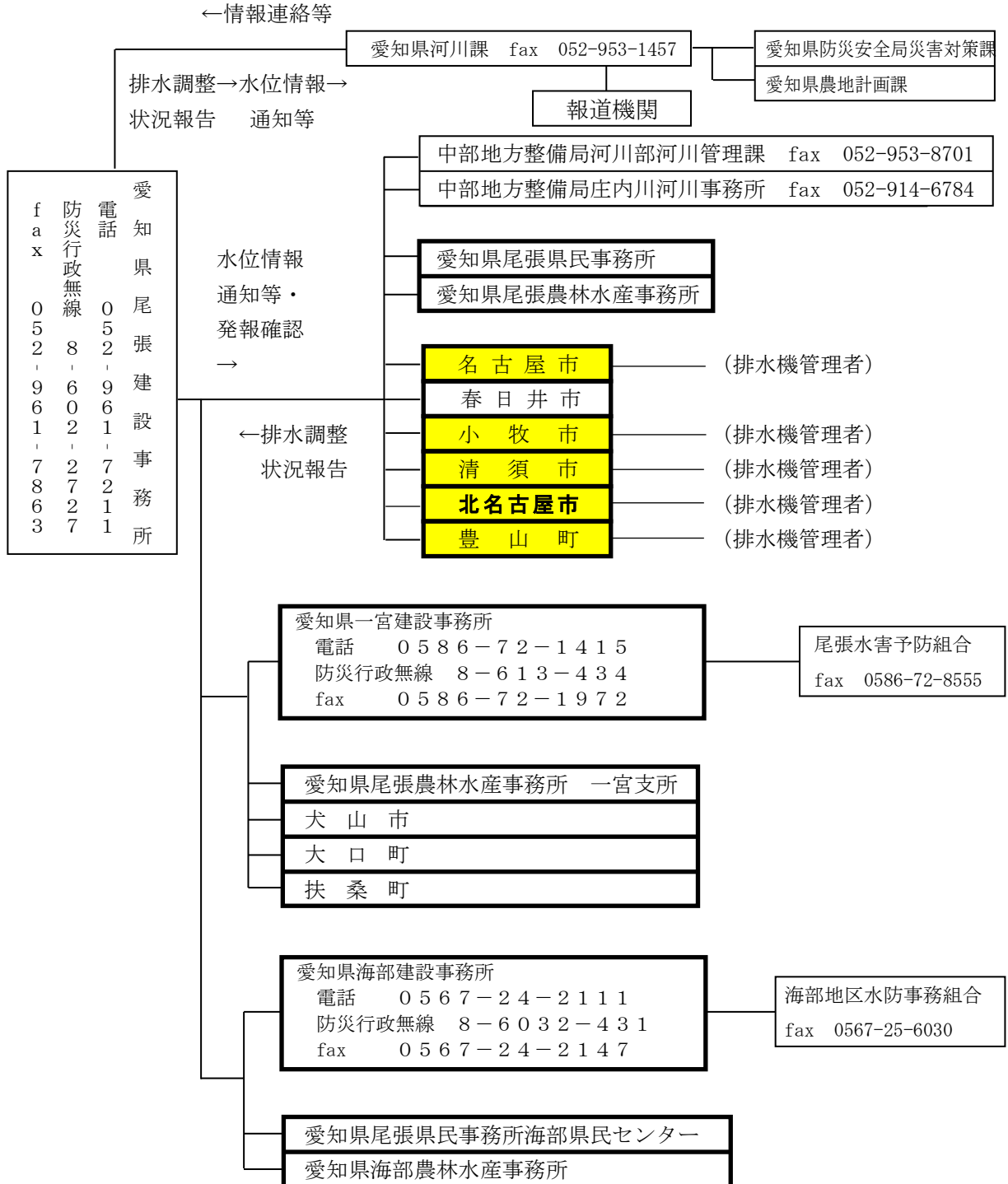
(別表第6：第7条、第8条、第9条、第10条、第12条関係) 伝達様式一覧 (略)

## 新川流域の流域別排水調整の通知・伝達系統図

### <新川上流域（水場川外水位観測所）>

の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

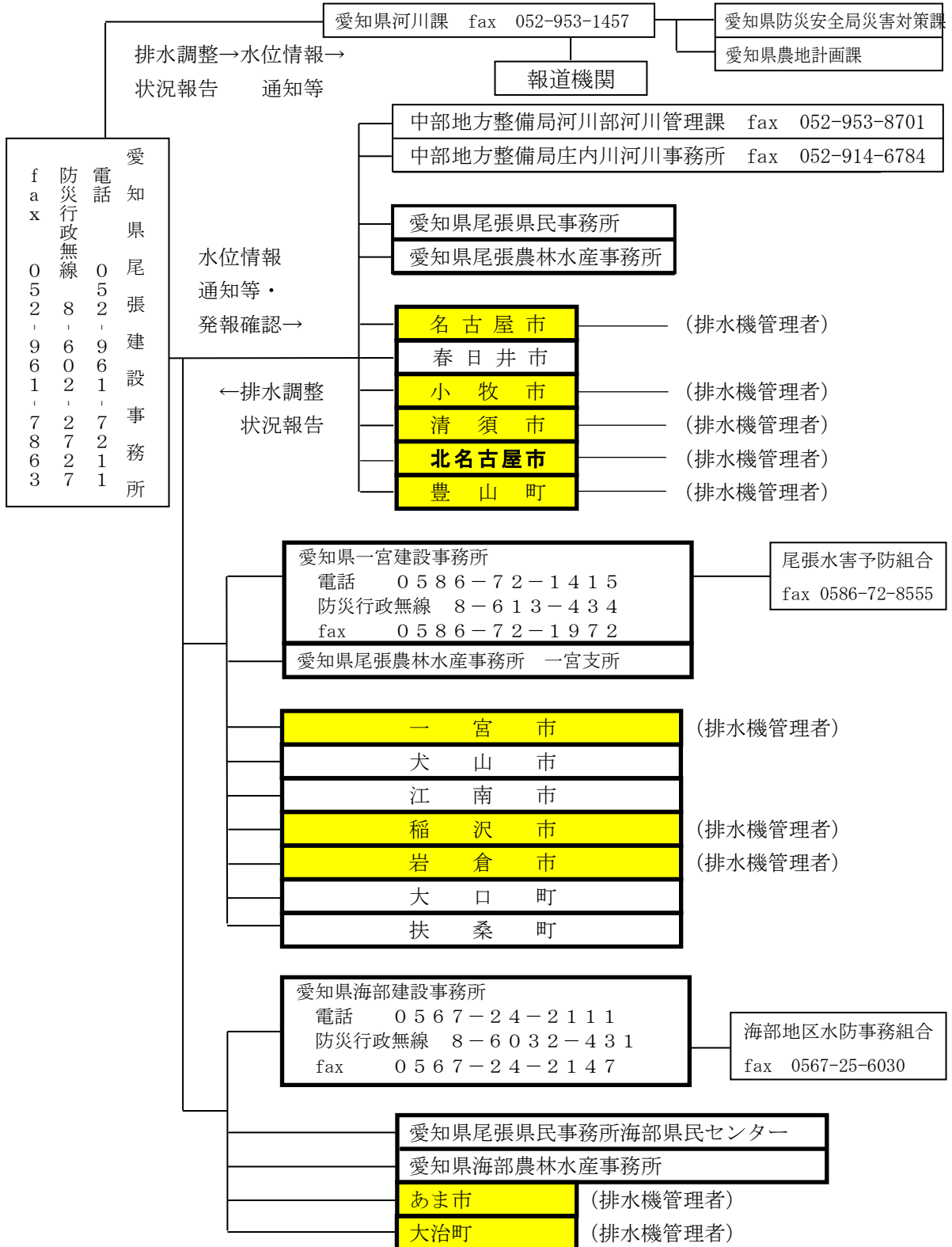


例 水位情報通知は尾張建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、排水機がある市町に対して管轄する一宮建設事務所が行い、尾張建設事務所に報告する。排水状況報告も同じ経路とする。

<新川下流域（下之一色水位観測所）>

の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

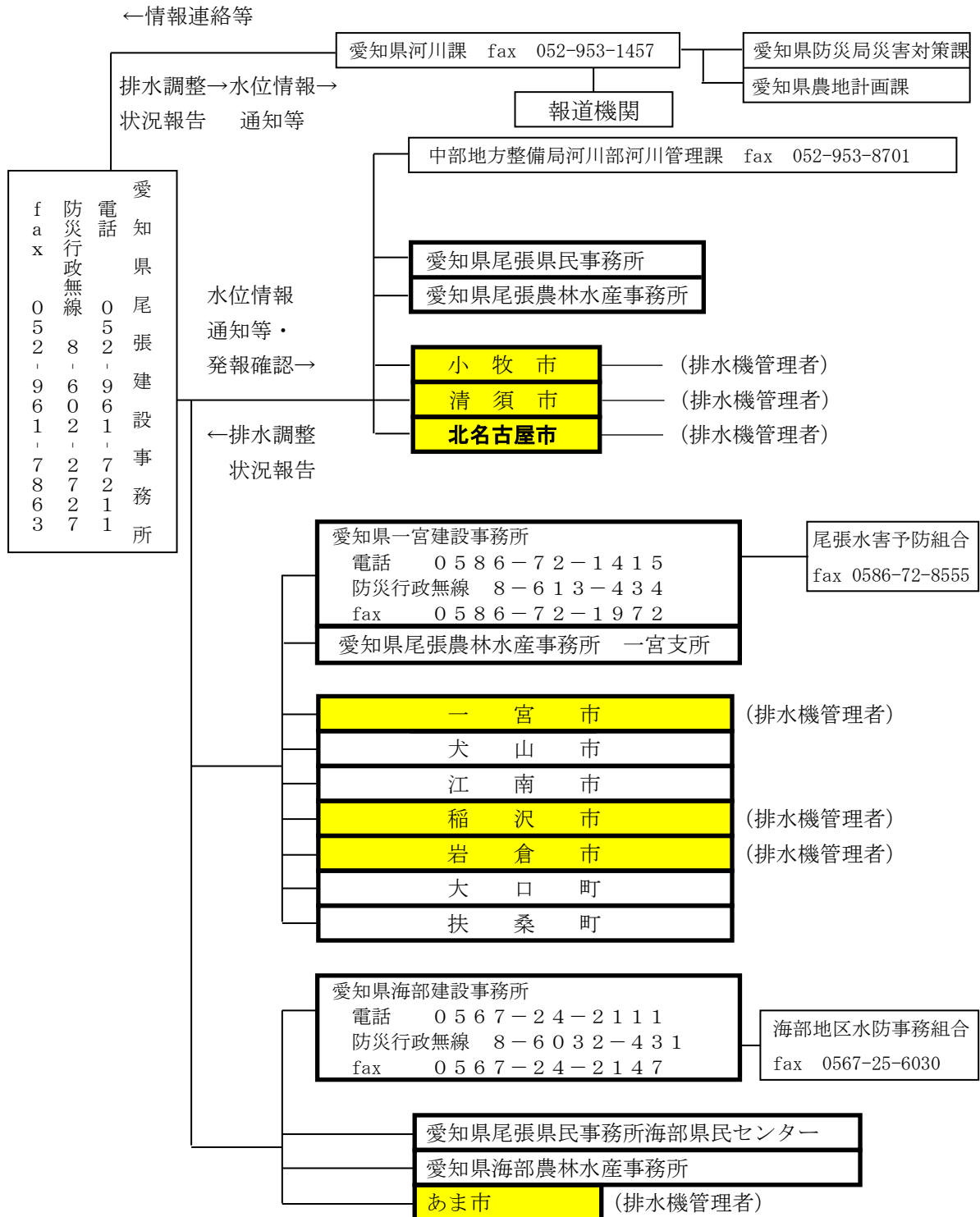
の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。  
←情報連絡等



<五条川流域（春日水位観測所）>

の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



# 第13章 その他

## 第1節 指定水防管理団体の水防訓練

### (1) 水防訓練実施要項

指定水防管理団体である北名古屋市の水防訓練は、次の項目について行い、非常時にとるべき行動を手順通り実践することにより実地に役立つものとする。また、住民の積極的な参加を得るよう努め、水防への関心を高める。

ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）

イ 通報（防災行政無線（同報系）、電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達等）

ウ 動員（自衛隊、水防関係団体、職員、水防団、居住者、ボランティア）

エ 輸送（資器材、人員）

オ 水防工法（シート張工法等）

カ 樋門等の操作

キ 避難（避難勧告等の放送・伝達、居住者の避難）

### (2) 水防訓練の実施時期

水防訓練の実施時期は、4月から8月までの間（出水期前が望ましい）とし、必ず1回以上実施するものとする。

## 第2節 水防管理団体の水防計画の基準と指導方針

### 1 水防管理団体の水防計画策定要領

(1) 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を愛知県水防計画及び次に示す基準により策定し、及び毎年検討を加え、変更したときは遅延なく知事に届け出なければならない。

(2) 水防計画は、あらゆる事態を想定した上で、実際に役立つよう、一読して容易に内容を理解できる記述により、県水防計画より詳細かつ具体的に策定する。

また、策定した水防計画は、水防団員、水防管理団体始め関係機関の職員及び住民に、その内容を周知徹底するよう努める。

### 2 水防管理団体の水防計画作成基準

水防管理団体が水防の目的を完全に達成するため組織の整備、資器材、特に通信施設の充実を、最新の技術又は機器を導入するなどして通信連絡方法の合理的な運営を図るとともに、現場に則しあらゆる事象を想定して詳細かつ具体的な計画を策定するものとする。

# 北名古屋市水防計画

令和3年2月

発行 北名古屋市

編集 防災環境部 防災交通課 防災担当

〒481-8531

北名古屋市西之保清水田15番地

電話 0568-22-1111